

平成22年度（後期）学士課程「学生による授業評価アンケート」実施要綱

1. 実施目的

学生に充実した教育を施すことは、大学が有する大きな責務であり、大学レベルにふさわしい教育の質を確保するためには、計画(PLAN)、実施(DO)、評価(CHECK)、改善(ACTION)を繰り返すPDCAサイクルを構築することが有効である。このPDCAサイクルの中の「CHECK」機能の一部として、学生による授業評価アンケート調査がある。個々の教員が授業に対する様々な工夫を施しているが、その効果をさらに高めるためには、個々の授業の現状を把握することが必要になる。アンケートでは評価できない項目もあり、また、学生からの回答も全て正しいとは限らないが、授業を実際に受けた学生からの意見を集約し、授業の改善に役立てることは重要になる。このような背景により、学生による授業評価アンケートを実施し、授業についての各教育組織と各担当教員の認識を高め、カリキュラムや授業方法等の改善に資することを目的とする。

2. アンケート調査の実施主体

教育室教育評価委員会（以下「委員会」という）が実施する。

3. アンケート調査の実施方法

授業評価アンケートにおける、①教員や部局による項目追加、②学生の回答、③教員のコメント記入、④結果の公表は「学生情報の森 もみじ」により実施する。

4. アンケート調査の実施対象科目

- (1) 平成22年度（後期）に開講された学士課程教養教育科目及び学士課程専門教育科目の全科目において実施することを原則とする。
- (2) 非常勤講師が担当する授業においても授業評価アンケートを実施することを原則とする。
- (3) アンケート項目が授業の内容や実施方法に適さないと思われる科目（卒業論文、教養ゼミ、少人数ゼミ、個別指導の科目等）は部局の判断により、アンケート対象から除外することを可能とする。
- (4) アンケート回答期間終了後に開講される集中講義（授業）は、アンケート対象外とする。
- (5) 前期のアンケート回答期間終了後に開講された集中講義（授業）は、平成22年度後期のアンケートとあわせて実施する。

5. アンケートの実施時期

- (1) 学生のアンケート回答期間は、平成23年1月21日（金）～2月17日（木）とする。

6. アンケートの調査項目

- (1) 調査項目は委員会が策定したものを基本とし、各部局、各授業で追加することも可能とする。

7. アンケート調査の対象学生

- (1) 不適切な回答を避けるため、出席回数が不足する学生を対象者から削除することを可能とする。
- (2) 対象者から削除する学生を判断するための出席回数は担当教員会等の授業に責任を有する会

議にて決定する。

- (3) 授業担当教員は、平成22年12月24日（金）～平成23年1月11日（火）に、アンケート非対象とする学生氏名と学生番号を部局事務（教養教育科目は総合科学部内の教養教育本部支援グループ（教務担当）、専門教育科目は各学部の学生支援グループ）に連絡し、部局事務において非対象の設定を行う。

8. アンケート結果の集計・公表等

- (1) 科目別、教育組織（教育プログラム、学科、コース等）別、部局別及び全学平均の集計結果を「学生情報の森 もみじ」において、公表する。公表開始日を平成23年3月29日（火）とする。
- (2) 各部局は教育組織別の集計に含める科目を指定された期日までに委員会に報告する。
- (3) 自由記述欄に書かれている意見は、担当教員を除き公表しない。
- (4) 担当教員は、学生アンケートに対する回答や意見をコメントとして「学生情報の森 もみじ」に記載する。コメント入力期間は、平成23年2月18日（金）～3月28日（月）とする。
- (5) 回答者が特定される危険性を排除するために、回答者が3名未満の場合は、アンケートを集計しない。

9. その他

- (1) アンケートは、本学が開講している授業の優れた点、問題点、改善すべき事項等について学生の意見や意識等を把握し、カリキュラムや授業方法等の改善に資することを目的としているため、他の目的には利用しない。
- (2) チューターや指導教員は「学生情報の森 もみじ」により学生の回答状況を把握できるので、回答するように指導する。
- (3) この要綱に定めるもののほか、アンケート調査実施について必要な事項は、委員会が別に定める。